



平成18年5月19日

各 位

会社名 塩水港精糖株式会社
代表者名 取締役社長 浅倉 三男
(コード番号 2112 東証第2部)
問合せ先 取締役総務人事部長 黒田 一晴
(TEL 03-3249-2381)

内部統制システムの基本方針について

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
- ② 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
- ③ コンプライアンス委員会の事務局である総務人事部内に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、社長を委員長とする「危機管理委員会」が、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- ② 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌

範囲について責任を持って構築・運営するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ② 常勤役員等により構成される経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- ② 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- ③ コンプライアンスに係る問題について、グループ会社の役職員からコンプライアンス委員会の事務局である総務人事部内に設置された相談窓口への直接通報を可能とし、その旨を皆に周知徹底する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、その使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ② 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ④ 監査役は、代表取締役、会計監査人等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

以 上